



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 条例 | 6 |
| 大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） | 6 |
| 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課） | 6 |
| 大和高田市商工業振興促進条例の一部を改正する条例（産業振興課） | 7 |
| 大和高田市森林環境整備促進基金条例（産業振興課） | 9 |
| 大和高田市休日診療所条例（健康増進課） | 9 |
| 大和高田市休日診療所基金条例（健康増進課） | 11 |
| 児童ホーム設置条例の一部を改正する等の条例（学校教育課） | 11 |
| 規則 | 12 |
| 大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則（病院総務課） | 12 |
| 大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則（企画創生課） | 13 |
| 大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課） | 13 |
| 訓令 | 13 |
| 大和高田市ごみ中継施設建設工事事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（企画整備課） . | 13 |
| 令和2年度大和高田市ホームページリニューアル業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱（広報 広聴課） | 15 |
| 告示 | 16 |
| 放置自転車等の移動、保管（生活安全課） | 16 |
| 公示送達（収納対策室） | 17 |
| 公示送達（収納対策室） | 17 |
| 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）等の要領の公表（財政課） | 18 |
| 都市計画法に基づく大和都市計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課） | 30 |
| 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） | 31 |
| 指定管理者の指定（都市計画課） | 31 |
| 公示送達（収納対策室） | 31 |
| 公示送達（収納対策室） | 32 |
| 公示送達（収納対策室） | 32 |
| 大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示（企画創生課） | 33 |
| 公告 | 33 |
| 市営住宅の入居者の公募（営繕住宅課） | 33 |
| 新庁舎ネットワーク構築通信機器一式リース契約に係る納入業者等決定（物品購入電算関係）に関 する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） | 36 |
| 農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課） | 39 |
| 学校施設トイレ洋式化改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） | 39 |
| 市内各幼稚園防犯設備工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） | 41 |
| 高田商業高等学校ネットワーク認証基盤整備事業機器等の購入に関する条件付き一般競争入札公 | |

| | |
|--------------------------------------------------------------|----|
| 告（契約監理室） | 44 |
| G I G Aスクール構想推進事業(既実施事業の追加)機器等の購入に関する条件付き一般競争入札 公告（契約監理室） | 46 |
| 大和高田市立病院院内洗濯業務に関する条件付き一般競争入札公告（病院管理課） | 49 |
| 教育委員会 | 51 |
| 教育委員会12月定例委員会の招集（教育総務課） | 51 |
| 選挙管理委員会 | 52 |
| 大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分1等（選挙管理委員会） | 52 |
| 選挙人名簿抄本閲覧の状況の公表（選挙管理委員会） | 52 |
| 農業委員会 | 52 |
| 大和高田市農業委員会12月定例委員会（農業委員会） | 52 |

公布された条例のあらまし**◇大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例(人事課)**

1 理由

医師の長時間勤務の常態化を是正すべく、医師を増員することに加えて、医師の業務のうち特定の職種以外の者でも遂行可能な業務について当該者へ移管することに伴って必要となる職員を増員するため、市立病院事業部局の職員定数を引き上げるものです。

2 内容

市立病院事業部局の職員の定数を470人から495人に増員します。(第3条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課)

1 理由

地方税法の改正による給与所得課税の見直しを受け、軽減判定所得の判定区分についてこれまでと同様の判定区分となるよう基準額の改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

2 内容

1 国民健康保険税の基礎課税額(医療給付費分)に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げます。(第2条及び第21条関係)

2 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の算定方法について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等が2人以上いる世帯について、これまでと同様の軽減措置に該当するよう、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとします。(第21条関係)

3 租税特別措置法において低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が新設されたことに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例の根拠条文を追加します。(附則第4項及び第5項関係)

4 その他所要の改正

3 施行期日

- ・第21条第1号から第3号、附則第4項及び第5項の改正規定 令和3年1月1日
- ・上記以外の改正規定 令和3年4月1日

◇大和高田市商工業振興促進条例の一部を改正する条例(産業振興課)

1 理由

平成26年度より開始した奨励金制度について、更なる制度の利用を促進し本市の産業の振興及び雇用の拡大を図るため対象となる業種を拡大し、及び奨励金の要件を明確化するほか、所要の改正を行います。

2 内容

1 条例名を「大和高田市企業誘致促進条例」に改めます。(題名関係)

2 用語の定義を整理します。(第2条関係)

3 奨励金の種類を変更します。(第3条関係)

4 事業所設置奨励金の額の算出方法についての規定を明確化します。(第4条関係)

5 その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日

◇大和高田市森林環境整備促進基金条例（産業振興課）

1 理由

森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、大和高田市森林環境整備促進基金を設置するものです。

2 内容

- 1 基金の設置目的を定めます。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる積立額を定めます。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の管理方法を定めます。（第3条関係）
- 4 基金の運用から生じる収益の積み立てについて定めます。（第4条関係）
- 5 一定の場合に繰替運用ができる旨定めます。（第5条関係）
- 6 基金の処分事由を定めます。（第6条関係）
- 7 その他所要の規定を定めます。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市休日診療所条例（健康増進課）

1 理由

本市に休日診療所を設置するに当たり、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

2 内容

- 1 休日診療所の名称及び位置を次のとおり定めます。（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|-----------|--------------|
| 葛城地区休日診療所 | 大和高田市西町1番45号 |

- 2 休日診療所の診療科目は、内科、小児科及び歯科とします。（第3条関係）
- 3 休日診療所の診療日、受付時間及び診療時間を定めます。（第4条及び第5条関係）
- 4 休日診療所で徴収する手数料の種別及び額を次のとおり定めます。（第6条関係）
 - (1) 普通診断書 1通につき2,000円
 - (2) 死亡診断書 1通につき3,000円
- 5 診療所事業は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるため、当該事業の会計を特別会計とします。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

※大和高田市休日診療所を供用するために必要な準備行為に関する規定は、公布の日から施行

◇大和高田市休日診療所基金条例（健康増進課）

1 理由

大和高田市休日診療所の健全な運営並びに施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てるため、大和高田市休日診療所基金を設置するものです。

2 内容

- 1 基金として積み立てる額は、大和高田市休日診療所特別会計歳入歳出予算で定める額とします。（第2条関係）
- 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するよう義務付けます。（第3条関係）

- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとします。(第4条関係)
- 4 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。(第5条関係)
- 5 休日診療所の健全な運営並びに施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てるために、基金の全部又は一部を処分することができることとします。(第6条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

◇児童ホーム設置条例の一部を改正する等の条例(学校教育課)

1 理由

これまで教育委員会に事務委任していた放課後児童健全育成事業に関する事務を令和3年4月1日から市長の権限により実施すること及び放課後児童健全育成事業の利用関係を行政契約と整理することによる規定の整備を行うほか、所要の改廃を行うものです。

2 内容

第1条 児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

- 1 事務の実施主体が市長となることに伴い、文言の整理を行います。(新第3条関係)
- 2 事業の利用関係を行政契約と整理することに伴い、次の事項を削ります。(第3条及び第4条関係)
 - (1) 入所の資格及び入所の決定
 - (2) 保育料
- 3 その他所要の改正

第2条 児童ホーム保育料徴収条例を廃止する条例

保育料について定めた本条例を廃止します。

3 施行期日

令和3年4月1日

条 例**条例第38号**

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

大和高田市職員定数条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「470人」を「495人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例第39号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に、「総所得金額」とあるのは、「法」を「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法」に、「とする。))とする」を「とする。))及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第21条第1号、第2号及び第3号並びに附則第2項、第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第40号

大和高田市商工業振興促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市商工業振興促進条例の一部を改正する条例

大和高田市商工業振興促進条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市企業誘致促進条例

第1条中「商業施設又は工業等施設(以下「商工業等施設」という。)」を「事業所」に、「事業者」を「企業等」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するため必要な施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するものを除く。
- (2) 新設 市内に事業所を有しない者が、自ら事業を行う目的で市内に新たに事業所を設置することをいう。
- (3) 増設 市内に事業所を有し、継続して事業を行う者が、既存の事業所とは別に市内に新たに事業所を設置し、又は事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を増築し、当該事業所と同一敷地内に別棟の事業所を建築し、若しくは当該事業所の立地場所を変えることなくその全部を改築することをいう。
- (4) 移転 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所を廃止して、市内の他の場所に事業所を設置することをいう。
- (5) 企業等 事業を行う者であって市内に事業所の設置(事業所を新設、増設又は移転することをいう。以下同じ。)をするものをいう。
- (6) 開業日 事業所の設置に伴い、事業所の事業を開始する日をいう。
- (7) 投下固定資産 事業所の設置をするために取得した建物(建物に事業の用に供する施設以外の施設又は居住の用に供することを目的とした賃貸用の施設が含まれる場合にあっては、当該建物のうち当該施設を除いた部分。以下この条において同じ。)及び償却資産(償却資産に事業の用に供する償却資産以外のものが含まれる場合にあっては、これを除いた部分。以下この条において同じ。)をいう。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第348条の規定により固定資産税を課することができない建物及び償却資産並びに居住の用に供することを目的とした部分が、市長が別に定める基準を超える建物を除く。
- (8) 投下固定資産額 事業所の設置をするために要した費用のうち、建物の取得及びこれに伴う償却資産の取得に要した費用(既存の建物及び償却資産を取得したときは、改修(廃棄物の処

理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理は除く。)に要した費用を含む。)の総額をいう。

(9) 常時雇用従業員 企業等が雇用期間を定めずに雇用する従業員のうち、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者となる者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。

(10) 新規雇用従業員 開業日前90日から開業日以後90日までの間に新たに常時雇用従業員として雇用され、以後継続して1年以上雇用されている者のうち、当該雇用の期間中において、継続して市内に住所を有しているものをいう。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 事業所設置奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

第3条第2項中「事業者(以下「対象事業者」を「企業等(以下「対象企業等」に改め、同項第5号中「商工業等施設の」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「事業者」を「企業等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「事業者」を「企業等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「商工業等施設」を「事業所」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業所の設置が、第1条の目的に鑑み産業の振興及び雇用の拡大に資さない場合として市長が別に定める場合に該当しないこと。

第3条第3項中「商工業等施設」を「事業所」に、「事業者」を「企業等」に改める。

第4条の見出しを「(事業所設置奨励金)」に改め、同条第1項中「商業施設設置奨励金は、市内における商業施設の」を「事業所設置奨励金は、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事業所設置奨励金の額は、投下固定資産に係る固定資産税のうち事業所設置奨励金の交付を申請した日の属する年度の前年度分の固定資産税額の5割相当額とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「対象事業者」を「対象企業等」に改め、同条第2項中「商工業等施設の」を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「各種奨励金の」を削り、同条中「対象事業者」を「対象企業等」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「営業又は操業」を「事業」に改め、同条中「対象事業者」を「対象企業等」に、「商工業等施設の営業又は操業」を「事業所の事業」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「、対象事業者」を「、対象企業等」に、「対象事業者(以下「交付決定事業者」という。))」を「企業等」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「交付決定事業者」を「交付決定を受けた企業等」に改め、同項第2号中「対象事業者」を「対象企業等」に改め、同条第2項中「交付決定事業者」を「交付決定を受けた企業等」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「対象事業者」を「企業等」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市企業誘致促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業計画届出書が提出された事業について適用し、同日前に事業計画届出書が提出された事業については、なお従前の例による。

条例第41号

大和高田市森林環境整備促進基金条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市森林環境整備促進基金条例

(設置)

第1条 森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、大和高田市森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第42号

大和高田市休日診療所条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市休日診療所条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、休日診療所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 休日診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|--------------|
| 葛城地区休日診療所 | 大和高田市西町1番45号 |

（診療科目）

第3条 休日診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 歯科

（診療日）

第4条 休日診療所の診療日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日からの翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（受付時間及び診療時間）

第5条 休日診療所の受付時間及び診療時間は、次のとおりとする。

| 区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 |
|---------|------|---------------------|-----------------|--------------------|
| 内科及び小児科 | 受付時間 | 午前8時30分から午前11時30分まで | 午後1時から午後3時30分まで | 午後5時30分から午後8時30分まで |
| | 診療時間 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後4時まで | 午後6時から午後9時まで |
| 歯科 | 受付時間 | 午前8時30分から午前11時30分まで | 午後1時から午後3時30分まで | |
| | 診療時間 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後4時まで | |

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、受付時間及び診療時間を変更することができる。

（手数料）

第6条 診断書の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 普通診断書 1通につき2,000円
- (2) 死亡診断書 1通につき3,000円

3 前2項の規定による手数料は、診断書の交付の際に徴収する。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可の申請その他休日診療所を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（大和高田市特別会計条例の一部改正）

3 大和高田市特別会計条例（昭和50年条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 大和高田市休日診療所特別会計 診療所事業

条例第43号

大和高田市休日診療所基金条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市休日診療所基金条例

(設置)

第1条 大和高田市休日診療所の健全な運営並びに施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てるため、大和高田市休日診療所基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、休日診療所特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、休日診療所特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例第44号

児童ホーム設置条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

児童ホーム設置条例の一部を改正する等の条例

(児童ホーム設置条例の一部改正)

第1条 児童ホーム設置条例(平成13年条例第47号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市児童ホーム設置条例

第1条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する」に改める。

第2条の表中

「

| |
|-------------------|
| 大和高田市土庫三丁目381番地の2 |
| 大和高田市中三倉堂二丁目666番地 |
| 大和高田市大字有井1番地 |
| 大和高田市大字有井19番地 |
| 大和高田市大字池田3番地 |
| 大和高田市大字池田3番地 |

」を

「

| |
|--------------------|
| 大和高田市土庫三丁目381番地2 |
| 大和高田市中三倉堂二丁目702番地1 |
| 大和高田市大字有井1番地 |
| 大和高田市大字有井1番地 |
| 大和高田市大字池田2番地5 |
| 大和高田市大字池田2番地2 |

」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「教育委員会が規則で」を「市長が」に改め、同条を第3条とする。

(児童ホーム保育料徴収条例の廃止)

第2条 児童ホーム保育料徴収条例(平成13年条例第48号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

規則第31号の2

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

大和高田市長 堀口 大造

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院資格等手当支給規則(平成26年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公益社団法人日本化学療法学会が認定した認定薬剤師 3,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の大和高田市立病院資格等手当支給規則第3条第1項第8号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日以前に行われた資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

規則第44号

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会に対する事務委任規則（平成27年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（委任事項）

第2条 市長は、大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例（昭和29年条例第7号）に基づく事務を執行する権限を教育委員会に委任する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規則第45号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**訓令第19号**

大和高田市ごみ中継施設建設工事事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ごみ中継施設建設工事事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市ごみ中継施設建設工事に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市ごみ中継施設建設工事事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、ヒアリング等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 副市長
- (2) 環境建設部長
- (3) クリーンセンター長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境建設部企画整備課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。

訓令第20号

令和2年度大和高田市ホームページリニューアル業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市ホームページリニューアル業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 大和高田市ホームページリニューアル業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市ホームページリニューアル業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項の審議及び策定に関する事項
 - (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
 - (3) 企画提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 市民部長
- (4) 財務部長
- (5) 保健部長
- (6) 広報広聴課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は

不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員長、副委員長及び委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画政策部広報広聴課において処理する。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第166号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

| 移動年月日 | 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺 | | 近鉄高田市駅周辺 | | 近鉄松塚駅周辺 | | 近鉄浮孔駅周辺 | | 近鉄築山駅周辺 | |
|------------|-----------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 | 自転車 | 原動機付自転車 |
| 令和2年11月2日 | | | 1 | | | | | | | |
| 令和2年11月10日 | 1 | | | | | | | | | |
| 令和2年11月19日 | | | 3 | | | | | | | |

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

| 移動年月日 | 地区 | 自転車 | 原動機付自転車 |
|------------|-------------|-----|---------|
| 令和2年11月25日 | 大和高田市大字市場地内 | 1 | |

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第167号

令和2年度国民健康保険税第2期～3期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年12月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度国民健康保険税第2期 令和2年9月25日

令和2年度国民健康保険税第3期 令和2年10月22日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第168号

令和元年度市県民税第2期～4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年12月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度市県民税第2期 令和2年11月12日

令和元年度市県民税第3期 令和2年11月12日

令和元年度市県民税第4期 令和2年11月12日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第169号

令和2年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年12月10日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）
- 2 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 3 令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 5 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第4号）
- 7 令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第5号）
- 9 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,880,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|---------|------------|
| 15. 国庫支出金 | | 12,137,228 | 215,939 | 12,353,167 |
| | 1. 国庫負担金 | 4,240,653 | 50,000 | 4,290,653 |

| | | | | |
|----------------|----------|------------|---------|------------|
| | 2. 国庫補助金 | 7,851,131 | 165,939 | 8,017,070 |
| 16. 県支出金 | | 1,814,055 | 35,000 | 1,849,055 |
| | 1. 県負担金 | 1,212,055 | 25,000 | 1,237,055 |
| | 2. 県補助金 | 503,403 | 10,000 | 513,403 |
| 18. 寄附金 | | 13,941 | 33,320 | 47,261 |
| | 1. 寄附金 | 13,941 | 33,320 | 47,261 |
| 19. 繰入金 | | 915,461 | 271,424 | 1,186,885 |
| | 1. 基金繰入金 | 915,461 | 271,424 | 1,186,885 |
| 21. 諸収入 | | 475,468 | 33,551 | 509,019 |
| | 4. 雑入 | 458,968 | 33,551 | 492,519 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 20,934,613 | 0 | 20,934,613 |
| 歳入合計 | | 36,290,766 | 589,234 | 36,880,000 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------------|------------|--------|------------|
| 1. 議会費 | | 233,414 | 1,999 | 235,413 |
| | 1. 議会費 | 233,414 | 1,999 | 235,413 |
| 2. 総務費 | | 11,779,970 | 39,175 | 11,819,145 |
| | 1. 総務管理費 | 11,224,467 | 58,932 | 11,283,399 |
| | 2. 徴税費 | 309,766 | △6,156 | 303,610 |
| | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 149,504 | 1,393 | 150,897 |
| | 4. 選挙費 | 28,053 | △9,488 | 18,565 |
| | 5. 統計調査費 | 42,366 | △1,057 | 41,309 |
| | 6. 監査委員費 | 25,814 | △4,449 | 21,365 |

| | | | | |
|-----------|------------|------------|---------|------------|
| 3. 民生費 | | 11,736,060 | 167,370 | 11,903,430 |
| | 1. 社会福祉費 | 5,446,853 | 172,972 | 5,619,825 |
| | 2. 児童福祉費 | 3,490,009 | 4,216 | 3,494,225 |
| | 3. 生活保護費 | 2,798,894 | △9,818 | 2,789,076 |
| 4. 衛生費 | | 3,558,503 | 336,969 | 3,895,472 |
| | 1. 保健衛生費 | 1,759,461 | 291,442 | 2,050,903 |
| | 2. 清掃費 | 1,799,042 | 45,527 | 1,844,569 |
| 6. 農林水産業費 | | 135,612 | △6,266 | 129,346 |
| | 1. 農業費 | 135,612 | △6,266 | 129,346 |
| 7. 商工費 | | 142,218 | △17,076 | 125,142 |
| | 1. 商工費 | 142,218 | △17,076 | 125,142 |
| 8. 土木費 | | 1,924,259 | △1,956 | 1,922,303 |
| | 1. 土木管理費 | 134,447 | 11,682 | 146,129 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 320,423 | △1,756 | 318,667 |
| | 4. 都市計画費 | 1,311,640 | △16,085 | 1,295,555 |
| | 5. 住宅費 | 149,616 | 4,203 | 153,819 |
| 10. 教育費 | | 3,111,548 | 69,019 | 3,180,567 |
| | 1. 教育総務費 | 562,712 | △2,405 | 560,307 |
| | 2. 小学校費 | 643,763 | 25,043 | 668,806 |
| | 3. 中学校費 | 243,298 | 5,736 | 249,034 |
| | 4. 高等学校費 | 389,412 | 20,856 | 410,268 |
| | 5. 幼稚園費 | 277,771 | △1,230 | 276,541 |
| | 6. 社会教育費 | 435,765 | 13,435 | 449,200 |

| | | | | |
|----------------|----------|------------|---------|------------|
| | 7. 保健体育費 | 558,827 | 7,584 | 566,411 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 3,669,182 | 0 | 3,669,182 |
| 歳 出 合 計 | | 36,290,766 | 589,234 | 36,880,000 |

第2表 継続費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|-------|-------|------------|-----------|-------|-----------|
| 4 衛生費 | 2 清掃費 | ごみ中継施設建設事業 | 2,338,941 | 令和2年度 | 0 |
| | | | | 令和3年度 | 233,894 |
| | | | | 令和4年度 | 865,408 |
| | | | | 令和5年度 | 1,239,639 |

第3表 債務負担行為補正

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------|-----------|----------|
| 広報誌発行業務 | 令和4年3月末まで | 19,067千円 |

| | | |
|-------------------|-----------|------------------------------|
| 広報誌等発送業務 | 令和4年3月末まで | 2,349千円 |
| ホームページリニューアル業務 | 令和4年3月末まで | 15,150千円 |
| 新庁舎設備運転管理業務 | 令和5年6月末まで | 63,614千円 |
| 新庁舎衛生管理及び警備業務 | 令和5年6月末まで | 116,600千円 |
| 新庁舎総合受付及び電話交換派遣業務 | 令和5年6月末まで | 28,900千円 |
| 外国人講師派遣業務 | 令和4年3月末まで | 1,206千円 |
| 市営斎場火葬業務 | 令和4年3月末まで | 10,615千円 |
| 市営斎場受付業務 | 令和4年3月末まで | 1日当たり12,100円に業務に要した日数を乗じて得た額 |
| 総合公園施設指定管理料 | 令和6年3月末まで | 81,780千円 |
| 文化会館の自主事業に係る経費 | 令和3年6月末まで | 4,100千円 |

| | | |
|------------------|-----------|------------------------------|
| 学校給食材料購入に係る経費 | 令和4年3月末まで | 9,491千円と消費税等に相当する額 |
| | 令和3年7月末まで | 6,102千円と消費税等に相当する額 |
| | 令和3年4月末まで | 7,977千円と消費税等に相当する額 |
| 給食調理員派遣業務 | 令和4年3月末まで | 6,727千円 |
| 給食配送業務 | 令和4年3月末まで | 1日当たり13,200円に業務に要した日数を乗じて得た額 |
| 給食廃棄物処理業務 | 令和4年3月末まで | 3,238千円 |
| 東京オリンピック聖火リレー負担金 | 令和4年3月末まで | 1,942千円 |

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,519,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|------------|-----------|-------|-----------|
| 9. 繰入金 | | 589,558 | 3,333 | 592,891 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 589,557 | 3,333 | 592,890 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 6,926,186 | 0 | 6,926,186 |

| | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 歳入合計 | 7,515,744 | 3,333 | 7,519,077 |
|------|-----------|-------|-----------|

(歳出) (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------|-----------|-------|-----------|
| 1. 総務費 | | 124,949 | 3,333 | 128,282 |
| | 1. 総務管理費 | 106,574 | 3,333 | 109,907 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 7,390,795 | 0 | 7,390,795 |
| 歳出合計 | | 7,515,744 | 3,333 | 7,519,077 |

令和2年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|------------|---------|--------|---------|
| 4. 繰入金 | | 18,618 | △5,436 | 13,182 |
| | 1. 基金繰入金 | 8,141 | △5,736 | 2,405 |
| | 3. 一般会計繰入金 | 10,227 | 300 | 10,527 |
| 7. 県支出金 | | 0 | 1,000 | 1,000 |
| | 1. 県補助金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 125,979 | 0 | 125,979 |
| 歳入合計 | | 144,597 | △4,436 | 140,161 |

(歳出) (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---|--------|--------|--------|
| 1. 総務費 | | 76,838 | △4,436 | 72,402 |

| | | | |
|----------------|---------|--------|---------|
| 1. 施設管理費 | 76,599 | △4,436 | 72,163 |
| 補正されなかった科目に係る額 | 67,759 | 0 | 67,759 |
| 歳 出 合 計 | 144,597 | △4,436 | 140,161 |

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,663千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,277,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------------|-----------|--------|-----------|
| 7. 繰入金 | | 1,223,275 | △7,663 | 1,215,612 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 1,128,910 | △7,663 | 1,121,247 |
| | 補正されなかった科目に係る額 | 6,061,399 | 0 | 6,061,399 |
| | 歳 入 合 計 | 7,284,674 | △7,663 | 7,277,011 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 総務費 | | 191,705 | △2,903 | 188,802 |
| | 1. 総務管理費 | 152,503 | △5,138 | 147,365 |
| | 2. 徴収費 | 3,876 | 200 | 4,076 |
| | 3. 介護認定審査会費 | 34,827 | 2,035 | 36,862 |
| 3. 地域支援事業費 | | 371,398 | △4,760 | 366,638 |
| | 2. 包括的支援事業・任意事業費 | 149,328 | △4,760 | 144,568 |
| | 補正されなかった科目に係る額 | 6,721,571 | 0 | 6,721,571 |

| | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 歳 出 合 計 | 7,284,674 | △7,663 | 7,277,011 |
|---------|-----------|--------|-----------|

令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ964,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|------------|---------|-------|---------|
| 3. 繰入金 | | 273,139 | 3,791 | 276,930 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 273,139 | 3,791 | 276,930 |
| 7. 国庫支出金 | | 0 | 262 | 262 |
| | 2. 国庫補助金 | 0 | 262 | 262 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 687,164 | 0 | 687,164 |
| 歳 入 合 計 | | 960,303 | 4,053 | 964,356 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------|---------|-------|---------|
| 1. 総務費 | | 36,634 | 4,053 | 40,687 |
| | 1. 総務管理費 | 34,689 | 4,053 | 38,742 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 923,669 | 0 | 923,669 |
| 歳 出 合 計 | | 960,303 | 4,053 | 964,356 |

令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和2年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支

出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | 支 (既決予定額) | 出 (補正予定額) | (計) |
|------------|--------------|--------------|-------------|
| 第1款 水道事業費用 | 1,728,407千円 | △3,229千円 | 1,725,178千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,659,738千円 | △3,229千円 | 1,656,509千円 |

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「344,061千円」を「342,675千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,301千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,915千円」に改め、資本的支出の予算額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | 支 (既決予定額) | 出 (補正予定額) | (計) |
|-----------|--------------|--------------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 638,969千円 | △1,386千円 | 637,583千円 |
| 第1項 建設改良費 | 524,541千円 | △1,386千円 | 523,155千円 |

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 157,794千円 | △4,615千円 | 153,179千円 |

令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 1,295,522千円 | 5,374千円 | 1,300,896千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,088,522千円 | 5,374千円 | 1,093,896千円 |

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「332,701千円」を「338,239千円」に、利益剰余金予定処分額「112,717千円」を「118,255千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 2,295,034千円 | 5,538千円 | 2,300,572千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,200,823千円 | 5,538千円 | 1,206,361千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|----------|----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 61,717千円 | △1,482千円 | 60,235千円 |

令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

| | (既決予定量) | (補正予定量) | (計) |
|----------------------|-----------|----------|-----------|
| (2) 年間入院患者数及び外来患者数 | | | |
| 入院患者数 | 97,762人 | △9,000人 | 88,762人 |
| (3) 1日平均入院患者数及び外来患者数 | | | |
| 入院患者数 | 268人 | △25人 | 243人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | | | |
| 固定資産購入費 | 279,976千円 | 29,902千円 | 309,878千円 |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 収 入 | | | |
| 第1款 病院事業収益 | 8,037,758千円 | 211,489千円 | 8,249,247千円 |
| 第1項 医業収益 | 7,642,144千円 | △450,292千円 | 7,191,852千円 |
| 第2項 医業外収益 | 390,612千円 | 513,211千円 | 903,823千円 |
| 第3項 特別利益 | 5,002千円 | 148,570千円 | 153,572千円 |
| 支 出 | | | |
| 第1款 病院事業費用 | 8,028,939千円 | 215,538千円 | 8,244,477千円 |
| 第1項 医業費用 | 7,795,164千円 | 66,968千円 | 7,862,132千円 |
| 第3項 特別損失 | 2,802千円 | 148,570千円 | 151,372千円 |

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「446,668千円」を「449,334千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「26,639千円」を「29,357千円」に、当年度分損益勘定留保資金「407,669千円」を「368,798千円」に、一時借入金「12,327千円」を過年度分損益勘定留保資金「51,179千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 収入 | | | |
| 第1款 資本的収入 | 490,085千円 | 27,203千円 | 517,288千円 |
| 第2項 補助金 | 1千円 | 26,152千円 | 26,153千円 |
| 第3項 負担金 | 210,383千円 | 1,051千円 | 211,434千円 |
| 支出 | | | |
| 第1款 資本的支出 | 936,720千円 | 29,902千円 | 966,622千円 |
| 第1項 建設改良費 | 293,356千円 | 29,902千円 | 323,258千円 |

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(追加)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|----------------|----------------|------------------------------------|
| 薬品購入に係る経費(単価) | 令和2年度から令和3年度まで | 789,700千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |
| 手術用リネン借上料 | 令和2年度から令和3年度まで | 4,000千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |
| 洗濯業務委託 | 令和2年度から令和3年度まで | 7,727千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |
| 手術室空調機・外調機更新工事 | 令和2年度から令和3年度まで | 113,940千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「570,100千円」を「571,151千円」に改める。

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「938,680千円」を「961,780千円」に改める。

令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,883,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------|------------|-------|------------|
| 19. 繰入金 | | 1,186,885 | 3,333 | 1,190,218 |
| | 1. 基金繰入金 | 1,186,885 | 3,333 | 1,190,218 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 35,693,115 | 0 | 35,693,115 |
| 歳入合計 | | 36,880,000 | 3,333 | 36,883,333 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------|------------|-------|------------|
| 3. 民生費 | | 11,903,430 | 3,333 | 11,906,763 |
| | 1. 社会福祉費 | 5,619,825 | 3,333 | 5,623,158 |
| 補正されなかった科目に係る額 | | 24,976,570 | 0 | 24,976,570 |
| 歳出合計 | | 36,880,000 | 3,333 | 36,883,333 |

告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類

大和都市計画ごみ焼却場及びその他ごみ処理施設

2. 都市計画を定める土地の区域

大和高田市今里川合方

3. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

告示第171号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年3月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間

告示第172号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称

大和高田市総合公園施設

(2) 施設の所在地

大和高田市大字出325番地

大和高田市大字西坊城414番地

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称

株式会社ザ・ビッグスポーツ

代表取締役 藤原 達治郎

(2) 団体の所在地

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島西館

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合公園条例（平成17年条例第27号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

告示第174号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できない

ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第175号

令和2年度国民健康保険税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和2年度国民健康保険税第4期 令和2年11月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第176号

令和2年度市県民税第3期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和2年度市県民税第3期 令和2年11月12日
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第177号

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱（令和2年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第6条中「令和3年2月1日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

公 告

公告第117号

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

| 名称(団地名) | 所在地 | 規格 | 戸数 | 家賃 (円) |
|---------|--------------------|------|----|----------------------------------------------------------|
| 礪野 | 礪野北町14番2-306号 | 3K | 1 | ① 10,100 ② 11,700 ③ 13,500 ④ 15,100 ⑤ 17,200 ⑥ 19,900 |
| 礪野 | 礪野北町14番4-104号 | 3K | 1 | ① 12,500 ② 14,500 ③ 16,500 ④ 18,700 ⑤ 21,300 ⑥ 24,600 |
| 西坊城 | 大字西坊城322番地2(106号室) | 3DK | 1 | ① 22,200 ② 25,700 ③ 29,400 ④ 33,100 ⑤ 37,800 ⑥ 43,700 |
| 西坊城 | 大字西坊城322番地2(401号室) | 3DK | 1 | ① 21,700 ② 25,100 ③ 28,700 ④ 32,300 ⑤ 36,900 ⑥ 42,600 |
| サンライズ | 材木町6番27-110号 | 3LDK | 1 | ① 25,900 ② 29,900 ③ 34,300 ④ 38,600 ⑤ 44,200 ⑥ 51,000 |

| | | | | | | |
|--------|-------------------|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|
| サンライズ | 材木町6番27-311号 | 3LDK | 1 | ① 25,900 ④ 38,600 | ② 29,900 ⑤ 44,200 | ③ 34,300 ⑥ 51,000 |
| サンライズ | 材木町6番27-411号 | 3LDK | 1 | ① 25,900 ④ 38,600 | ② 29,900 ⑤ 44,200 | ③ 34,300 ⑥ 51,000 |
| サンシャイン | 大字市場540番地1(106号室) | 3LDK | 1 | ① 26,200 ④ 39,100 | ② 30,300 ⑤ 44,600 | ③ 34,600 ⑥ 51,500 |
| サンシャイン | 大字市場540番地1(202号室) | 2DK | 1 | ① 20,600 ④ 30,700 | ② 23,800 ⑤ 35,000 | ③ 27,200 ⑥ 40,400 |
| サンシャイン | 大字市場540番地1(302号室) | 2DK | 1 | ① 20,600 ④ 30,700 | ② 23,800 ⑤ 35,000 | ③ 27,200 ⑥ 40,400 |

備考

- 1 磯野団地の全て及びサンシャイン団地の202号室、302号室において、単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 2 西坊城団地、サンライズ団地及びサンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。
 - ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちのいずれか
 - イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量階層世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちのいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（1）から（6）までの条件を具備していること。

- （1） 公募の日（令和3年1月15日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。
- （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。
 - ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者
 - イ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
 - エ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がウと同程度）
 - オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）
 - カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - キ 生活保護を受けている者

- ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
- ケ ハンセン病療養所入所者等
- コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
- (ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合には21万4千円以下まで認められます。
- ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
- (ア) 次のいずれかに該当する者
- ⑦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)
- ⑨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が⑦と同程度)
- (イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)
- (ウ) 次のいずれかに該当する者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑧ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等
- イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合
- ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- 3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和3年1月15日(金)から同月29日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)
- (2) 配布場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課
- 4 申込書受付期間及び受付場所
- (1) 受付期間 令和3年1月15日(金)から同月29日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)
- (2) 受付場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課
- 5 申込方法及び受付について
- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。(郵送による申込みはできません。)
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号(公開抽選番号)を付した通知書を送付します。
- 6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和3年2月5日（金）午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 3階東会議室

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、営繕住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、営繕住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) （4）又は（5）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
 - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）
 - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、（1）の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

公告第118号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月8日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|--------|----------------------------------|
| 1 件 名 | 新庁舎ネットワーク構築通信機器一式リース契約に係る納入業者等決定 |
| 2 納入場所 | 大和高田市役所内（大和高田市大字大和100番地1） |

| | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 契約期間</p> | <p>履行期限：令和3年2月26日 保守期間：令和3年3月1日から令和8年2月28日まで リース期間：令和3年3月1日から令和8年2月28日まで</p> |
| <p>4 業務内容等</p> | <p>入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。</p> |
| <p>5 入札参加資格要件</p> | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「諸機器（電気製品若しくは通信機器）」に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> |
| <p>6 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和2年12月8日（火）から令和2年12月21日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> |

| | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| 8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答 | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年1月7日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年1月8日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 9 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年1月13日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p> |
| 11 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 12 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年1月14日（木）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 13 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p> |

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | した入札 |
| 14 落札者の決定等 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 |
| 15 契約保証金 | 免除します。 |
| 16 その他 | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 |

公告第119号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

公告第120号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 工事名 | 学校施設トイレ洋式化改修工事 |
| 2 工事場所 | 大和高田市内4幼稚園、8小学校、3中学校、1高校 |
| 3 工事期間 | 契約締結日から令和3年3月26日（金）まで |
| 4 工事内容 | 入札説明書（仕様書）のとおり |
| 5 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 |

| | |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p> |
| <p>6 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年12月18日（金）から令和2年12月24日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| <p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p> | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年1月18日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年1月19日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |

| | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年1月21日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p> |
| 11 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 12 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年1月22日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 13 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 14 落札者の決定 | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p> |
| 15 契約保証金 | <p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p> |
| 16 最低制限比較価格 | <p>¥42,770,000-（消費税等抜き）</p> |
| 17 前金払 | <p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p> |
| 18 部分払 | <p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p> |
| 19 その他 | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 工事名 | 市内各幼稚園防犯設備工事 |
| 2 工事場所 | 大和高田市内6幼稚園 |
| 3 工事期間 | 契約締結日から令和3年3月26日（金）まで |
| 4 工事内容 | 入札説明書（仕様書）のとおり |
| 5 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p> |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年12月18日（金）から令和2年12月24日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p> |

| | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| 8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答 | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年1月8日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年1月12日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 9 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年1月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p> |
| 11 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 12 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年1月15日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所</p> |

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 1 3 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 1 4 落札者の決定 | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p> |
| 1 5 契約保証金 | <p>免除します。</p> |
| 1 6 最低制限比較価格 | <p>¥2,620,000-（消費税等抜き）</p> |
| 1 7 前金払 | <p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p> |
| 1 8 その他 | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |

公告第122号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件 名 | <p>高田商業高等学校ネットワーク認証基盤整備事業機器等の購入</p> |
| 2 納入場所 | <p>大和高田市立高田商業高等学校（大和高田市材木町8-3）</p> |
| 3 納入期限 | <p>令和3年3月31日</p> |
| 4 業務内容等 | <p>入札説明書（仕様書）のとおり</p> |
| 5 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「諸機器（電気製品若しくは通信機器）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> |

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> |
| <p>6 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年12月21日（月）から令和3年1月6日（水）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| <p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p> | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年1月15日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年1月19日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| <p>9 入札書の提出方法</p> | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p> |

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>令和3年1月21日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p> |
| 11 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 12 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年1月22日（木）午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 13 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 14 落札者の決定等 | <p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p> |
| 15 契約保証金 | <p>免除します。</p> |
| 16 その他 | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |

公告第123号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件名 | G I G Aスクール構想推進事業(既実施事業の追加)機器等の購入 |
| 2 納入場所 | 大和高田市立小中学校11校 教育委員会（大和高田市役所 サーバー室） |
| 3 納入期限 | 令和3年3月31日 |
| 4 業務内容等 | 入札説明書（仕様書）のとおり |
| 5 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「諸機器（電気製品若しくは通信機器）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年12月21日（月）から令和3年1月6日（水）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。土曜日、日曜日及び祝日を除きま</p> |

| | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>す。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| 8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答 | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年1月15日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年1月19日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 9 入札書の提出方法 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年1月21日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 10 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p> |
| 11 入札保証金 | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p> |
| 12 開札の日時等 | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年1月22日（金）午前10時45分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p> |
| 13 入札の無効 | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p> |

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 14 落札者の決定等 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 |
| 15 契約保証金 | 免除します。 |
| 16 その他 | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 |

公告第124号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件名 | 大和高田市立病院院内洗濯業務 |
| 2 履行場所 | 大和高田市立病院 |
| 3 履行期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 4 履行内容 | 仕様書のとおり |
| 5 入札参加資格要件 | 次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」若しくは「その他（クリーニング）」又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「その他（医療職用衣類）」に登録を有する者であること。 (6) 平成28年4月1日以降において、病床数300床以上の病院における院内洗濯業務の履行実績を有する者であること。 |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 必要書類は、次のとおりとします。 ①一般競争入札参加資格確認申請書（当院指定様式） ②平成28年4月1日以降における院内洗濯業務の契約書の写し又 |

| | |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>は実績証明書等</p> <p>③暴力団排除に関する誓約書（当院指定様式）</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び暴力団排除に関する誓約書については当院指定様式とし、大和高田市立病院ホームページに掲載しています（ダウンロード可能）。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年12月28日（金）から令和3年1月15日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課（持参の場合、病院の受付窓口にて管理課に訪問したい旨申し出て下さい。）</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p> |
| <p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p> | <p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。</p> <p>本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>(1) 掲載期間 令和2年12月28日（金）から令和3年1月15日（金）まで</p> <p>(2) 問合せ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL0745-53-2901 FAX0745-23-9282</p> |
| <p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p> | <p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和3年1月20日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市立病院 管理課 FAX0745-23-9282</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和3年1月21日（木）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p> |
| <p>10 入札書の提出方</p> | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> |

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法 | <p>(1) 期限 令和3年1月26日（火） ※入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 1 1 入札書への記載 | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。 |
| 1 2 入札保証金 | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。 |
| 1 3 開札の日時等 | 入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和3年1月27日（水）午前10時 (2) 場 所 大和高田市立病院（放射線治療棟）3階 研修室（1）・（2） |
| 1 4 入札の無効 | 無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 1 5 落札者の決定 | 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。 |
| 1 6 契約保証金 | 免除します。 |
| 1 7 最低制限価格 | 設定しません。 |
| 1 8 契約方法 | 入札書へ記載された価格により、契約を行います。 |
| 1 9 その他 | (1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 |

教育委員会

教育委員会告示第28号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年12月10日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和2年12月17日(木) 午前10時00分

2 場所

市役所3階 東会議室

3 議案

第1号 ICT研究会の進捗状況について(田口委員提案)

第2号 その他

- ・後援願いについて(3件)
- ・後援願いの変更について(1件)

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第21号

令和2年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

| | | |
|---------|--------|---|
| 3分の1の数 | 18,602 | 人 |
| 6分の1の数 | 9,301 | 人 |
| 50分の1の数 | 1,117 | 人 |

大和高田市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和2年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年12月1日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和2年12月7日(月曜日)午後3時30分

2 場所

大和高田市役所 3階東会議室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項についての申請の件

第2号 農地法第18条第6項について通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他